

住宅リフォーム助成金



【制度の趣旨】

那須烏山市では、住宅の安全性の向上・地域経済の活性化・定住促進を図るため、市に登録した市内施工業者を利用して市民が居住する住宅のリフォーム工事を行う場合、工事費の一部を助成します。

【対象期間】

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。



【対象者】

- (1) 対象住宅に住民登録がある所有者又は所有者の2親等以内の親族で対象住宅に居住し、住民登録がある者。
- (2) 当該リフォーム工事を行う者及びその世帯全員に市税及び使用料等の滞納がないこと。

【対象住宅】

- (1) 申請時において建築後5年を経過した市内の住宅であること。
- (2) 貸付住宅ではないこと。
- (3) 過去5年以内において、住宅リフォーム助成金、空き家バンク住宅改修補助金、または災害復旧支援金の適用を受けた住宅ではないこと。

【対象工事】

- (1) 市内に本社、支社がある会社又は市内に住所を有する事業者であり、市に入札参加資格者名簿又は小規模工事等契約希望者制度に登録した施工業者の工事であること。
- (2) リフォーム工事費から対象外経費及びその他補助金等を除いた後の工事費が30万円以上（消費税等を含む）であること。
- (3) 公共下水道、農業集落排水処理施設等の接続工事。
- (4) 令和8年3月31日までに完了するリフォーム工事であること。

【対象外経費】

- (1) 住居以外の部分に係る工事に要する経費
- (2) 床、壁又は天井のいずれにも固定されない家具、家電製品等の購入及び設置に要する経費
- (3) その他対象工事に含めることが適当でないと市長が認める経費

※詳しくは都市建設課にお問い合わせください

【助成金額】

助成対象費用の10%以内の額。(最大10万円)

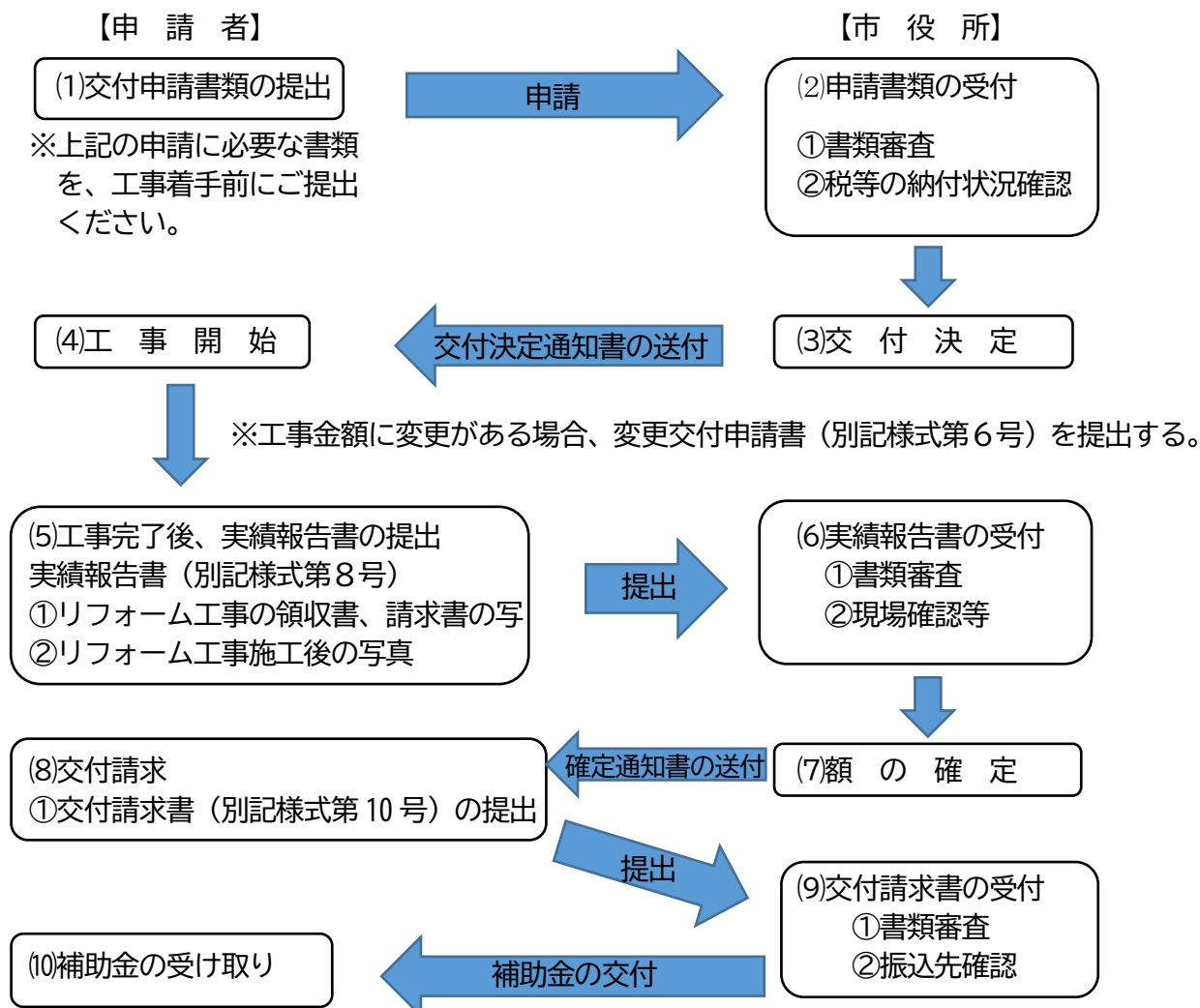


【申請に必要な書類】

※必ず、工事着手前に申請書をご提出ください。

- 交付申請書（別記様式第1号）
- 市税等納付状況確認承諾書（別記様式第2号）
- 所有者の同意書（別記様式第3号）
- 住民票謄本（続柄あり）
- リフォーム工事を行う住宅の案内図、間取り図
- リフォーム工事に係る費用の見積書の写
- リフォーム工事に着手する前の施工予定箇所の写真
- 対象住宅の所有状況が確認できる書類（課税明細書、登記事項証明書等の写）等
- その他市長が必要と認める書類

【手続きの流れ】



【問合せ先】

那須烏山市都市建設課 住宅グループ

TEL 0287-88-7118

E-mail toshikensetsu@city.nasukarasuyama.lg.jp

